

## 第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、令和5年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、1,160件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件738件、仲裁事件1件、裁定事件408件（責任裁定事件235件、原因裁定事件173件）及び義務履行勧告事件10件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件736件、仲裁事件1件、裁定事件365件（責任裁定事件211件、原因裁定事件154件）及び義務履行勧告事件9件の計1,114件である（表1-2-1、付録1参照）。

令和5年度に公害等調整委員会が受け付けた事件は35件で、これに前年度から繰り越された40件を加えた計75件が5年度に係属した。このうち、29件が令和5年度中に終結し、残り46件は翌年度に繰り越された。

令和5年度に受け付けた35件について、公害の種類別に見ると、騒音に関するものが21件、振動に関するものが10件、大気汚染に関するものが9件、悪臭に関するものが4件、水質汚濁に関するものが0件、地盤沈下に関するものが0件、土壌汚染に関するものが0件となっている（重複集計）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰謝料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)参照）。

表1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計				
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済	
昭和																				
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7	
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19	
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47	
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45	
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70	
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80	
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107	
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59	
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71	
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56	
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68	
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77	
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72	
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63	
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56	
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28	
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27	
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14	
平成元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7	
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14	
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2	
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7	
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14	
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14	
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14	
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20	
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24	
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9	
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9	
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7	
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9	
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10	
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13	
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11	
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12	
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12	
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14	
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18	
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30	
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38	
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45	
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41	
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51	
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44	
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32	
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21	
29	0	0	0	1	0	2	0	0	0	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23	
30	0	0	0	2	2	2	0	0	0	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32	
令和元	0	0	0	1	1	2	0	0	0	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37	
2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	14(5)	15(5)	34(14)	0	0	0	51	14	15	36	
3	0	0	0	1	2	1	0	0	0	23(16)	10(7)	47(23)	0	0	0	60	24	12	48	
4	0	0	0	2	2	1	0	0	0	21(12)	30(15)	38(20)	1	0	1	72	24	32	40	
5	0	0	0	1	0	2	0	0	0	32(16)	27(17)	43(19)	2	2	1	75	35	29	46	
計	3	3		738	736		1	1		408 (173)	365 (154)		10	9			1,160	1,114		

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。  
 3 「裁定」の( )内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。  
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。  
 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和5年度までに574件係属した(表1-2-4参照)。

## 第1節 令和5年度に係属した調停事件

令和5年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、1件であり、これに前年度から繰り越された1件を加えた計2件が5年度に係属し、これら2件は翌年度に繰り越された。

また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰謝料額等変更申請は、前年度から繰り越された2件に新たに受け付けた1件を加えた計3件が令和5年度に係属し、全て同年度中に終結した。

### 1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

#### (1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6参照）。（注）

申請は、昭和46年12月24日以降令和5年度末までに621件（患者数1,557人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

## (2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、令和5年度末までに56次にわたる調停を実施し、610件（患者数1,467人）について調停が成立した（表1-2-2）。

## (3) 慰謝料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。」という条項がある（「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰謝料額等変更申請を、令和5年度末までに574件処理した（表1-2-4）。令和5年度は前年度に受け付けた申請2件に新たに受け付けた1件を加えた計3件が係属し、これら3件は5年度中に処理された（表1-2-5）。

## (4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第3項、第4項及び第6項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第5項（家族の慰謝料支払）相当の定めがないこと等のほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-6）。

## [Bランク調停調書の例]

〇〇年（調）第〇号

調 停 調 書

（申請人の住所）  
 申請人 （ 氏 名 ）  
 大阪市北区中之島三丁目3番23号  
 被申請人 チッソ株式会社  
 上記代表者代表取締役 （ 氏 名 ）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、〇〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において

調停委員長 （ 氏 名 ）  
 調停委員 （ 氏 名 ）  
 調停委員 （ 氏 名 ）

列席し第1回調停期日を開いた。

申 請 人 （ 氏 名 ）  
 被申請人代理人 （ 氏 名 ）各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、〇〇年〇月〇日、被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求めるというにある。

当調停委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名した。

申 請 人 ( 氏 名 )

被申請人代理人 ( 氏 名 )

〇〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 ( 氏 名 ) 印

調 停 委 員 ( 氏 名 ) 印

調 停 委 員 ( 氏 名 ) 印

公害等調整委員会事務局

審 査 官 ( 氏 名 ) 印

#### 調 停 条 項

1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。

(1) 申請人本人に対する慰謝料金1,700万円及びこれに対する〇〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降〇〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については〇〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当し、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当し、前記元金及び遅延損害金の残額については、〇〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払う。

(2) 治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

(3) 介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

(4) 特別調整手当

〇〇年〇月〇日以降1月につき金10万円の割合による額（令和6年3月現在）

その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、〇〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。

(5) 葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金58万4,000円（令和6年3月現在）

その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。

2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、〇〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。

4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。

- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。

表 1-2-2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

年度	区分	受付		終結		未済	
		件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和	46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人
	47	11	147	0	0 (3)	15	175
	48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261
	49	8	28	21	172	16	117
	50	42	259	24	253 (1)	34	122
	51	54	117	40	131 (1)	48	107
	52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226
	53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96
	54	48	72	34	86 (1)	53	81
	55	34	43	49	71	38	53
	56	43	49	33	48	48	54
	57	48	62	40	45	56	71
	58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69
	59	31	41	40	53	43	57
	60	31	39	38	49	36	47
	61	31	38	44	57	23	28
	62	21	21	28	33	16	16
	63	14	14	18	18	12	12
平成	元	5	5	12	12	5	5
	2	13	13	9	9	9	9
	3	2	2	10	10	1	1
	4	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1
	6	0	0	1	1	0	0
	7	0	0	0	0	0	0
	8	0	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	0	0
	10	0	0	0	0	0	0
	11	0	0	0	0	0	0
	12	2	2	1	1	1	1
	13	0	0	1	1	0	0
	14	0	0	0	0	0	0
	15	0	0	0	0	0	0
	16	0	0	0	0	0	0
	17	0	0	0	0	0	0
	18	0	0	0	0	0	0
	19	1	1	1	1	0	0
	20	0	0	0	0	0	0
	21	0	0	0	0	0	0
	22	2	2	2	2	0	0
	23	0	0	0	0	0	0
	24	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0
	26	1	1	0	0	1	1
	27	1	1	0	0	2	2
	28	1	1	3	3	0	0
	29	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	0	0	0
令和	元	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	1	1	1	1	0	0
	5	0	0	0	0	0	0
	計	621	1557	610 (11)	1,467 (90)		

(注) ( ) 内は取下げ等の外数である。

表1-2-3 年度別水俣病認定患者数

年度	区分	認定機関別認定患者数				
		合計	環境省	熊本県	鹿児島県	
昭和31～	45	121 人	人	116 人	5 人	
	46	60		58	2	
	47	216		204	12	
	48	358		292	66	
	49	44		29	15	
	50	161		146	15	
	51	148		109	39	
	52	240		196	44	
	53	175		125	50	
	54	143	1	115	27	
	55	71	5	43	23	
	56	77	3	54	20	
	57	95	10	66	19	
	58	68	1	45	22	
	59	67	5	36	26	
	60	54	0	29	25	
	61	60	1	43	16	
	62	40	3	15	22	
	平成	63	19	1	6	12
		元	13	1	1	11
2		18	0	7	11	
3		4	1	0	3	
4		3	0	1	2	
5		1	0	1	0	
6		1	0	1	0	
7		3	0	3	0	
8		2	0	1	1	
9		0	0	0	0	
10		0	0	0	0	
11		2	0	1	1	
12		1	0	0	1	
13		0	0	0	0	
14		0	0	0	0	
15		0	0	0	0	
16		0	0	0	0	
17		0	0	0	0	
18		1	0	1	0	
19		2	0	2	0	
20		1	0	0	1	
21		2	0	2	0	
22		0	0	0	0	
23		2	0	2	0	
24		0	0	0	0	
25	3	0	3	0		
26	1	0	0	1		
27	3	0	2	1		
28	2	0	2	0		
29	0	0	0	0		
令和	30	0	0	0	0	
	元	1	0	1	0	
	2	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	
	4	1	0	1	0	
5	0	0	0	0		
計		2,284	32	1,759	493	

(注) 1 昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月1日～46年3月31日である。  
 2 昭和31～45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。  
 3 令和元年度の期間には、平成31年4月を含む。  
 (資料) 環境省、熊本県、鹿児島県調べ

表 1 - 2 - 4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額等変更申請の処理件数

区分		受付	終 結	未 済
年 度				
昭 和	49	13 件	0 件	13 件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
平 成	62	22	34	17
	63	18	22	13
	元	14	15	12
	2	14	19	7
	3	18	13	12
	4	15	18	9
	5	21	17	13
	6	9	13	9
	7	11	11	9
	8	7	10	6
	9	10	10	6
	10	5	8	3
	11	7	5	5
	12	7	5	7
	13	2	7	2
	14	0	2	0
	15	1	1	0
	16	4	0	4
	17	4	6	2
	18	9	8	3
19	5	5	3	
20	2	3	2	
21	4	3	3	
22	3	3	3	
23	4	5	2	
24	2	2	2	
25	1	2	1	
26	2	1	2	
27	1	3	0	
28	4	2	2	
29	1	2	1	
30	0	1	0	
令 和	元	4	4	0
	2	2	2	0
	3	1	0	1
	4	2	1	2
	5	1	3	0
計		574	574	

表 1 - 2 - 5 令和 5 年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の  
慰謝料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
60年（調）第12号	令和 4 . 9 . 5	令和 5 . 6 . 26
56年（調）第39号	令和 5 . 3 . 3	令和 6 . 1 . 18
57年（調）第35号	令和 5 . 5 . 8	令和 5 . 8 . 14
計 3 件		計 3 件

表 1 - 2 - 6 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
1 慰謝料		1,800万円	1,700万円	1,600万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金
2 治療費		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
3 介護手当		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同 上
4 特別調整手当	昭和 48. 4. 27～ 49. 5. 31	6万 円/月	3万 円/月	2万 円/月	(1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定)
	49. 6. 1～ 50. 5. 31	7万 円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	
	50. 6. 1～ 51. 5. 31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万 円/月	(2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給
	51. 6. 1～ 52. 5. 31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
	52. 6. 1～ 53. 5. 31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
	53. 6. 1～ 54. 5. 31	11万 円/月	5万6,000円/月	4万 円/月	
	54. 6. 1～ 56. 5. 31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
	56. 6. 1～ 58. 5. 31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
	58. 6. 1～ 60. 5. 31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
	60. 6. 1～ 62. 5. 31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
	平成 62. 6. 1～ 元. 5. 31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
	元. 6. 1～ 3. 5. 31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
	3. 6. 1～ 5. 5. 31	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万 円/月	
	5. 6. 1～ 7. 5. 31	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
	7. 6. 1～ 9. 5. 31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
	9. 6. 1～ 11. 5. 31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
	11. 6. 1～ 13. 5. 31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	13. 6. 1～ 15. 5. 31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	15. 6. 1～ 17. 5. 31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	17. 6. 1～ 19. 5. 31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	19. 6. 1～ 21. 5. 31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	21. 6. 1～ 23. 5. 31	17万3,000円/月	9万2,000円/月	6万8,000円/月	
	23. 6. 1～ 25. 5. 31	17万1,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	25. 6. 1～ 27. 5. 31	17万 円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	27. 6. 1～ 29. 5. 31	17万7,000円/月	9万5,000円/月	7万1,000円/月	
	令和 29. 6. 1～ 元. 5. 31	17万9,000円/月	9万6,000円/月	7万2,000円/月	
	元. 6. 1～ 3. 5. 31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	
	3. 6. 1～ 5. 5. 31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	
	5. 6. 1～ 7. 5. 31	18万6,000円/月	10万 円/月	7万5,000円/月	

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備考
5 葬祭料	期 間		金 額		(1) 4の備考(1)に同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給
	昭和49. 5. 31まで		20万 円		
	49. 6. 1 ~	50. 5. 31	23万3, 000円		
	50. 6. 1 ~	51. 5. 31	28万3, 000円		
	51. 6. 1 ~	52. 5. 31	31万3, 000円		
	52. 6. 1 ~	53. 5. 31	33万9, 000円		
	53. 6. 1 ~	54. 5. 31	36万4, 000円		
	54. 6. 1 ~	56. 5. 31	37万5, 000円		
	56. 6. 1 ~	58. 5. 31	42万2, 000円		
	58. 6. 1 ~	60. 5. 31	44万1, 000円		
	60. 6. 1 ~	62. 5. 31	46万3, 000円		
	62. 6. 1 ~	平成 元. 5. 31	47万1, 000円		
	平成 元. 6. 1 ~	3. 5. 31	47万4, 000円		
	3. 6. 1 ~	5. 5. 31	50万8, 000円		
	5. 6. 1 ~	7. 5. 31	53万3, 000円		
	7. 6. 1 ~	9. 5. 31	54万3, 000円		
	9. 6. 1 ~	11. 5. 31	54万5, 000円		
	11. 6. 1 ~	13. 5. 31	55万7, 000円		
	13. 6. 1 ~	15. 5. 31	55万4, 000円		
	15. 6. 1 ~	17. 5. 31	54万6, 000円		
	17. 6. 1 ~	19. 5. 31	54万4, 000円		
	19. 6. 1 ~	21. 5. 31	54万2, 000円		
	21. 6. 1 ~	23. 5. 31	54万9, 000円		
23. 6. 1 ~	25. 5. 31	54万3, 000円			
25. 6. 1 ~	27. 5. 31	53万8, 000円			
27. 6. 1 ~	29. 5. 31	55万8, 000円			
29. 6. 1 ~	令和 元. 5. 31	56万4, 000円			
令和 元. 6. 1 ~	3. 5. 31	56万8, 000円			
3. 6. 1 ~	5. 5. 31	56万8, 000円			
5. 6. 1 ~	7. 5. 31	58万4, 000円			
6 症状の見直し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。			
7 近親者の慰謝料	配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に代理申請できる。		上記6により、金額の変更があったとき、左の代理申請ができる。		
8 申請人が水俣病により死亡したときの慰謝料	相続人等は、死亡者本人及び自己の慰謝料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。				
9 患者・家族の福祉対策	チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。				
10 公害防止対策	チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。				
11 調停手続費用	チッソ株式会社の負担				

(注) 上記表中「(旧) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧) 特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

## 2 横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件

(公調委令和4年(調)第6号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年10月28日、神奈川県横浜市の住民1人から、自宅南側に新幹線を走行させている鉄道会社を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。

- ① 被申請人は、環境基本法等に定める適正な新幹線騒音対策を申請人宅において速やかに実施すること。
- ② 被申請人は、申請人に対し、令和5年1月1日から前項の対策の実施済みまで、1日当たり金1万円を支払うこと。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、騒音に関する専門委員1人を選任したほか、5回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

## 3 鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件

(公調委令和5年(調)第10号事件)

### (1) 事件の概要

令和5年10月13日、福岡県久留米市の住民自治会から、佐賀県の環境施設組合を相手方(被申請人)として、佐賀県知事に対し、被申請人との間で、環境保全(公害防止)協定を締結することを求める調停の申請があった。

佐賀県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する福岡県知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、令和5年10月26日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年11月8日に本件を受け付けた。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

## 第2節 令和5年度に係属した裁定事件

令和5年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、32件であり、これらに前年度から繰り越された38件を加えた計70件が5年度に係属した。このうち27件が5年度に終結し、残り43件が翌年度に繰り越された（表1-2-1）。

### 1 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成31年（セ）第4号・令和6年（調）第1号事件）

#### (1) 事件の概要

平成31年3月11日、東京都新宿区の住民1人から、隣接する商業ビルを所有する会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音により、睡眠不足等の精神的、肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年1月30日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第1号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

### 2 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

（公調委令和元年（セ）第3号・令和2年（セ）第7号・令和5年（調）第6号事件）

#### (1) 事件の概要

令和元年6月3日、茨城県稲敷市の宗教法人及び当該宗教法人の近隣住民12人から、土木関係会社、個人2人、砂利運搬業会社及び稲敷市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。土木関係会社が、申請人である宗教法人が所有する山林の樹木を無許可で伐採し、当該山林及び申請人らが所有する共同墓地を産業廃棄物によって無許可で埋め立てたことから、周辺土壌のふっ素及びその化合物の濃度並びに水素イオン濃度指数が規制基準値を超過し、樹木が枯死し、申請人らの生活用水である井戸水が汚染されるおそれが生じたとして、埋立てを実施した土木関係会社、現場指揮者2人及び砂利運搬業会社並びに無許可で埋立てが行われていることを知りながら停止を命ずる等の条例上の規制権限の適切な行使を怠った稲敷市を被申請人として、土砂の撤去費用等の財産被害及び井戸水汚染のおそれによる精神的損害の

一部請求として、被申請人らに対し、損害賠償金合計2600万円等を連帯して支払うことを求めたものである。

なお、令和2年7月28日、申請人ら3人から、また、令和3年11月11日、申請人ら2人から、それぞれ申請を取り下げる旨の申出があり、令和2年9月7日、当該宗教法人の近隣住民9人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあった（公調委令和2年（セ）第7号事件）。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和2年10月28日、同申立てを許可し、被申請人らが埋め立てた強アルカリ性の土壌と申請人らが所有する樹木の枯死や井戸水汚染などの財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、2回の審問期日（現地期日を含む。）を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年4月13日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第6号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、3回の調停期日を開催したが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、同年6月29日、調停を打ち切り、同年10月31日、土木関係会社及び稲敷市らの損害賠償責任を認め、本件申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終了した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和元年（セ）第3号、同2年（セ）第7号 <sup>いなしきし</sup>稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

### 裁 定

（当事者省略）

### 主 文

- 1 被申請人らは、連帯して、申請人 a に対し、2000万円及びこれに対する平成28年6月18日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 被申請人らは、連帯して、参加人 b に対し、18万1526円及びこれに対する平成28年6月18日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 3 申請人らのその余の請求をいずれも棄却する。

### 事実及び理由

#### 第1 当事者の求める裁定

##### 1 申請人ら

###### (1) 主文1項同旨

- (2) 被申請人らは、連帯して、申請人兼亡 c 手続承継人 d に対し100万円、申請人 e、申請人 f、申請人 g、申請人 h、申請人 i、参加人 b、参加人 j、参加人 k、参加人 n、参加人 p、参加人 r、参加人 s、参加人 t 及び参加人 u に対しそれぞれ50万円及びこれらに対する平成28年6月18日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

##### 2 被申請人 v、被申請人 w

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

##### 3 被申請人稲敷市

###### (1) 本案前の答弁

申請人らの本件裁定申請をいずれも却下する。

###### (2) 本案の答弁

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

## 4 被申請人 x 及び被申請人 y

いずれも申請人らの責任裁定申請書を受領したが答弁しない。

## 第2 事案の概要

本件は、建設汚泥処理物等により所有地等を無断で埋め立てられた申請人 a 及びその周辺に居住する申請人らが、埋立てにより申請人 a の森林が破壊され、土壌が汚染され、周辺井戸の水質が汚染されたとして、埋立ての事業主体である被申請人 x、埋立てを実施した被申請人 v 及び被申請人 y 並びに建設汚泥処理物等を運搬した被申請人 w に対し、民法 709 条、719 条及び 715 条 1 項に基づき、また、市条例による埋立ての許可要件を欠くにも関わらず被申請人 x の埋立て許可申請等を違法に許可し、さらに被申請人 x の許可地外への埋立てに対して市条例による権限の行使を違法に怠り、これを阻止しなかったとして、被申請人稲敷市に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、連帯して、①申請人 a に対し森林復元費用等及び弁護士費用の一部請求として 2000 万円、②その余の申請人らに対しそれぞれ平穏生活権の一態様としての浄水享受権の侵害にかかる慰謝料等及び弁護士費用の一部請求として 50 万円、並びにこれらに対する同埋立てが終了した日である平成 28 年 6 月 18 日から支払済みまで平成 29 年法律第 44 号による改正前の民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2 つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

### 3 浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和 2 年(セ)第 8 号・令和 2 年(ゲ)第 3 号事件)

#### (1) 事件の概要

令和 2 年 9 月 23 日、静岡県浜松市の住民 4 人から、写真スタジオ経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人らが、被申請人が経営する写真スタジオから発生する騒音により、精神的苦痛を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計 3000 万円の支払を求めたものである。

原因裁定申請事件は、申請人らに生じた心身症、心的外傷後ストレス障害(P T S D)による死産、心因性頻尿の健康被害及び受験勉強が妨げられているのは、被申請人が経営する写真スタジオから発生する騒音により、平穏に生活する権利を侵害されていることによるものである、との裁定を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和 2 年 10 月 20 日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人が経営する写真スタジオからの騒音と申請人らに生じた心身症等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和 5 年 11 月 10 日、本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和2年(セ)第8号・同(ゲ)第3号 浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件
裁 定 (当事者省略)
主 文 申請人らの本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請をいずれも棄却する。
事 実 及 び 理 由
第1 当事者の求める裁定の趣旨
1 申請人ら
(1) 原因裁定申請事件 申請人aに生じた心身症、申請人bに生じた心的外傷後ストレス障害(PTSD)による死産3回のうち2回、申請人cの心因性頻尿の健康被害及び申請人dに生じた中学受験のための勉強が妨げられている被害は、被申請人が敷地から発生させる騒音による、平穩に生活する権利を侵害されていることによるものである。
(2) 責任裁定申請事件 ア 被申請人は、申請人aに対し、550万円を支払え。 イ 被申請人は、申請人bに対し、1400万円を支払え。 ウ 被申請人は、申請人dに対し、50万円を支払え。 エ 被申請人は、申請人cに対し、1000万円を支払え。
2 被申請人 主文同旨
第2 事案の概要 原因裁定申請事件は、被申請人が経営する写真スタジオの近隣に居住する申請人らが、申請人aに生じた心身症、申請人bがPTSDにより2度死産を経験したこと、申請人cに生じた心因性頻尿及び申請人dが被った中学受験のための勉強が妨げられる被害について、その原因が、写真スタジオから発生する騒音によるものである、との裁定を求める事案である。 (以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ  
<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

#### 4 燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第1号事件)

##### (1) 事件の概要

令和3年1月19日、新潟県燕市の住民1人から、隣接する金属加工会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に隣接する金属加工会社(被申請人)の金属プレス工場からの振動により、申請人宅が損壊し、騒音により、申請人とその家族が精神的苦痛を受け、また、有機溶剤を使用する工場からの悪臭により、申請人とその家族に頭痛、吐き気、目の充血等の健康被害が発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償金3808万円の支払を求めたものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人工場からの振動・騒音・悪臭と申請人宅の損壊及び申請人に生じた頭痛等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和6年3月21日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

<p>公調委令和3年（セ）第1号 燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件</p> <p style="text-align: center;">裁 定 (当事者省略) 主 文 申請人の本件責任裁定申請を棄却する。 事 実 及 び 理 由</p> <p>第1 当事者の求める裁定</p> <p>1 申請人 被申請人は、申請人に対し、3808万円を支払え。</p> <p>2 被申請人 本件責任裁定申請を棄却する。</p> <p>第2 事案の概要</p> <p>本件は、申請人が、被申請人の操業するg等の製造工場からの振動、騒音、悪臭、大気汚染及び土壌汚染により、自宅建物の損傷及び健康被害を受けたと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定申請事件である。 (以下省略)</p>
---

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ  
<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

## 5 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和3年（セ）第2号・令和6年（調）第2号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年2月22日、愛知県東海市の住民3人から、隣接する自動車部品塗装会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅に隣接する被申請人の工場からの粉じん、悪臭等により、申請人Aは、自宅及び土地の頻繁な清掃を余儀なくされ、換気等もできず、適応障害及び心因反応を発症し、申請人Aと同居している申請人Bは、過敏性肺炎と診断されて入退院を繰り返しており、申請人Cは、住居等について多額の清掃等費用が発生しているほか、太陽光発電システムの発電量不足による損害等も

発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2515万8922円等の支払を求めたものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、愛知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの粉じん、悪臭等と申請人ら宅の財産被害及び申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年2月14日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回現地調停期日を開催し、同月27日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

## 6 熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和3年（セ）第3号・令和3年（ゲ）第2号・令和5年（調）第5号事件）

### (1) 事件の概要

令和3年3月17日、熊本県熊本市の住民1人から、マンション管理組合及びマンションの住民2人を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人が、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動により、睡眠障害を伴う神経症を発症する等精神的苦痛を受けており、また、住居の外壁に防音シートを張る等の防音対策を講じたため、被申請人らに対し、損害賠償金1373万2915円を連帯して支払うことを求めたものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた不眠症、不安神経症、自律神経失調症の健康被害は、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動によるものである、との裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、令和3年4月20日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場からの騒音・振動と申請人に生じた不眠症等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件につ

いては当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年3月29日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第5号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年4月13日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

## 7 横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和3年（ゲ）第3号事件）

### (1) 事件の概要

令和3年3月29日、神奈川県横浜市の住民14人と宗教法人から、学校法人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが所有する土地や建物及び公衆用通路における被害、低層住宅地における生活環境の悪化による被害は、被申請人の校舎再整備計画に起因する大規模建築物及び工作物の解体行為と増築行為によるものである、との裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人による大規模建築物等の解体行為等と申請人らが所有する土地等や公衆用通路の被害及び生活環境の悪化による被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年6月29日、本件各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和3年(ゲ)第3号 横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件各裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

#### 第1 当事者の求める裁定

##### 1 申請人

申請人及び各選定者が所有する土地建物や公衆用道路における被害、低層住宅地における生活環境の悪化による被害は、被申請人の校舎再整備計画に基づく大規模建築物及び工作物の解体工事、増築工事によるものであることを認める。

##### 2 被申請人

主文同旨

#### 第2 事案の概要

1 本件は、各選定者により代表当事者に選定された申請人（以下、各選定者及び申請人を併せて「選定者ら」という。）が、被申請人が設置・経営する学校について校舎や擁壁の解体・新築などによる再整備が行われたことに関し、再整備のための工事から生じた振動等によって選定者らの自宅建物等が損傷したほか、騒音等による生活環境被害が生じたなどと主

張して、原因裁定の申請をした事案である。  
(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ  
<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

## 8 丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第5号・令和4年(ゲ)第2号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年4月26日、兵庫県丹波篠山市で養鶏場を営む住民1人から、申請人所有の鶏舎及び農地近隣に居住する住民3人並びに鶏舎所在地区の住民によって構成される自治会を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが訴える悪臭・騒音その他生活被害は、申請人の事業活動に起因するものではない、との裁定を求めたものである。

その後、令和4年1月31日、申請人により裁定を求める事項が変更された(被申請人らの訴える、被申請人ら各自宅、本件鶏舎付近公道での悪臭及び騒音被害は、換気扇や餌やり機の稼働、鶏糞等の搬出その他本件鶏舎における申請人の事業活動によるものではない、との裁定を求める。)

一方、令和4年2月21日、上記被申請人らである住民3人及び自治会から、上記申請人である養鶏場を営む住民1人を相手方(被申請人)として、被申請人らに生じた①平成31年1月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又は同所から搬出された鶏糞によるものであること、②平成31年1月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌機、車両、重機等の稼働によるものであること、との裁定を求める申請があった(公調委令和4年(ゲ)第2号事件)。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、兵庫県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、令和4年3月17日、これら原因裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人らが訴える悪臭等被害と申請人の営む事業活動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年9月14日、申請人の申請については、申請の一部を認容、一部を却下、被申請人らの申請については、申請の一部を棄却、一部を却下するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和3年(ゲ)第5号 丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件  
(以下「第1事件」という。)

公調委令和4年(ゲ)第2号 丹波篠山市における鶏舎等からの悪臭・騒音被害原因裁定申請事件

(以下「第2事件」という。)

裁 定  
(当事者省略)  
主 文

- 1 申請人が経営する養鶏場における換気扇や給餌器の稼働、鶏糞等の搬出その他の事業活動によっては、被申請人 a、被申請人 b 及び被申請人 c が主張するそれぞれの自宅における悪臭及び騒音による生活被害は生じていない。
- 2 申請人が経営する養鶏場における換気扇や給餌器の稼働、鶏糞等の搬出その他の事業活動によっては、被申請人自治会が主張する公民館における悪臭及び騒音による利用支障の被害は生じていない。
- 3 申請人の被申請人自治会に対するその余の裁定申請を却下する。
- 4 被申請人 a、被申請人 b 及び被申請人 c の申請人に対する各裁定申請並びに被申請人自治会の申請人に対する各裁定申請のうち後記第1の2(2)ア及び同ウをいずれも棄却する。
- 5 被申請人自治会の申請人に対する各裁定申請のうち後記第1の2(2)イ及び同エをいずれも却下する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 第1事件

- (1) 主文第1項に同旨
- (2) 被申請人自治会が主張する、申請人が経営する養鶏場付近公道での悪臭及び騒音被害は、上記養鶏場における換気扇や給餌器の稼働、鶏糞等の搬出その他上記養鶏場における申請人の事業活動によるものではない。

2 第2事件

- (1) 被申請人 a、被申請人 c 及び被申請人 b の原因裁定申請
  - ア 被申請人 a、被申請人 c 及び被申請人 b の自宅敷地内における平成31年1月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又はそれらの場所から搬出された鶏糞によるものである。
  - イ 被申請人 a、被申請人 c 及び被申請人 b の自宅敷地内における平成31年1月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌器、車両、重機等の稼働によるものである。
- (2) 被申請人自治会の原因裁定申請
  - ア 被申請人自治会の管理する公民館における平成31年1月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又はそれらの場所から搬出された鶏糞によるものである。
  - イ 被申請人自治会の構成員である鶏舎周辺の住民の自宅敷地内及び鶏舎周辺の市道における平成31年1月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又はそれらの場所から搬出された鶏糞によるものである。
  - ウ 被申請人自治会の管理する公民館における平成31年1月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌器、車両、重機等の稼働によるものである。
  - エ 被申請人自治会の構成員である鶏舎周辺の住民の自宅敷地内及び鶏舎周辺の市道における平成31年1月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌器、車両、重機等の稼働によるものである。

第2 事案の概要

- 1 第1事件は、養鶏場を営む申請人が、周辺住民である被申請人 a、被申請人 c 及び被申請人 b 並びに被申請人自治会（以下併せて「被申請人ら」という。）に対し、申請人の事業活動と被申請人らの主張する悪臭及び騒音による生活被害との間に因果関係が存在しないことの確認を求める事案である。第2事件は、被申請人らが、申請人の事業活動によって悪臭及び騒音による生活被害が生じていることの確認を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

## 9 神戸市における再生砕石埋立てによる土壤汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第8号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年8月3日、兵庫県神戸市の酪農組合の組合員1人から、建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が神戸牛の飼育等を行っている土地(申請人が所属する酪農組合の所有地)に発生した土壤汚染及び水質汚濁は、被申請人が埋め立てた再生砕石によるものである、との裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が埋め立てた再生砕石と、申請人が所属する組合の所有する土地に発生した土壤汚染及び水質汚濁との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めたが、令和5年12月1日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

## 10 銚田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第10号・令和5年(調)第8号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年8月27日、茨城県銚田市の住民1人から、隣接する住民を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、耳鳴り等の健康被害及び申請人宅に生じた振動被害は、被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等から低周波音を発生・拡散させたことによるものであり、また、振動被害が悪化したのは、被申請人がアルミ塀を立てたことによるものである、との裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等からの低周波音と申請人に生じた頭痛等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年6月23日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和5年(調)第8号事件)、裁定委員会が自ら処理

することとした。同日、第1回調停期日を開催したが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和5年7月7日、調停を打ち切り、同年9月12日、本件申請をいずれも棄却すると  
の裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和3年（ゲ）第10号 銚田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件	
裁 定 (当事者省略) 主 文 申請人の本件裁定申請をいずれも棄却する。 事実及び理由	
第1	当事者の求める裁定
1	申請人
	(1) 申請人に生じた頭痛、吐き気、耳鳴り等の健康被害は、被申請人が、茨城県銚田市 a 及び同 b に所在する被申請人数地内に設置する別紙1記載の機器（以下「被申請人機器」という。）から発生・拡散する低周波音・騒音によるものである。
	(2) 申請人が所有し居住する茨城県銚田市 c に所在する家屋（以下「申請人自宅」という。）の振動被害は、被申請人機器から発生・拡散する低周波音・騒音によるものである。
	(3) 申請人自宅の振動被害が増悪したのは、被申請人が、申請人自宅の敷地と被申請人数地の境界にアルミ塀を建てたことによるものである。
2	被申請人 主文同旨
第2	事案の概要
	本件は、申請人が、申請人数地に隣接する被申請人数地内に設置した機器から生じる低周波音・騒音により、申請人に頭痛、吐き気、耳鳴り等の健康被害及び申請人自宅の振動被害が生じ、さらに、被申請人が敷地境界にアルミ塀を設置したことにより振動被害が悪化したとして、被申請人を相手方として、被申請人の各行為と申請人に生じた各被害との間に因果関係が存在する旨の原因裁定を求める事案である。 (以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照)

## 11 市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和3年（セ）第6号・令和3年（ゲ）第11号・令和5年（調）第12号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年9月6日、千葉県の子住民1人から、申請人の元居住地宅近傍で銭湯を経営する者（被申請人A）及びマンションを建築する会社（被申請人建築会社B）を相手方として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、銭湯を経営する被申請人

Aが、湯を沸かす薪<sup>まき</sup>窯で建築廃材等を使用して不完全燃焼を繰り返し、黒煙等の煤煙<sup>ばい</sup>と悪臭やPM2.5を含む化学物質やガス等を発生・拡散させ、被申請人建築会社Bが施工するマンションの建設に伴って風速、風向、風圧が変化し、被申請人Aが発生させている煤煙、悪臭、ガス等が申請人の元居住地へ誘導された結果、申請人は、家具、壁紙、寝具、衣類等に臭いが吸着する被害、咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計664万1380円の支払を求めたものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害等は、被申請人Aが経営する銭湯で建築廃材等を使用し不完全燃焼によるPM2.5を含む化学物質等の煙を排出し、被申請人建築会社Bによるマンション建設に伴い風速、風向、風圧が変化したため、申請人の元居住地へ煙が誘導され、被害を拡大したことによるものである、との裁定を求めたものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和3年9月29日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人が経営する銭湯から不完全燃焼により化学物質等の煙を排出したこと等と申請人に生じた咳、頭痛等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年12月15日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第12号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。裁定委員会は、同法第34条第1項の規定に基づき、30日以上を定めて当事者双方に対し調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和6年2月1日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案と同一の内容の合意が成立したものと、また、同法第42条の24第2項及び第42条の33の規定により、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

## 12 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和3年（セ）第7号・令和3年（ゲ）第12号・令和5年（調）第7号事件）

### (1) 事件の概要

令和3年9月8日、東京都品川区の住民1人から、申請人宅に隣接するアパートの所有会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人宅に隣接する被申請人所有のアパートに設置されている換気扇等から発生している騒音・悪臭により、申請人は、動悸<sup>き</sup>、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症を罹患<sup>り</sup>し、また、換気扇からのタバコと柔軟剤が混ざった不快な臭気のため、騒音源に面した申請人宅6か所すべての窓を開けられずストレスを感じているとして、被申請人に

対し、損害賠償金93万6360円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症の健康被害は、被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることによるものである、との裁定を求めるものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和3年9月24日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人が所有するアパートの設備からの騒音と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年4月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第7号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、7回の調停期日を開催したが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和6年3月8日、調停を打ち切り、さらに1回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

## 13 名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件

（公調委令和3年（ゲ）第13号事件）

### (1) 事件の概要

令和3年9月24日、愛知県名古屋市の各種機械器具製造販売会社から、隣接する金属リサイクル会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の本社における日々の業務や会議、商談の実施において、会話が聞き取れず、会議室や会議時間の変更を余儀なくされる等の業務上の支障や被害は、被申請人が本社兼工場において、取引先から大型トラックの荷台に鉄くず等を積載して工場内に搬入し、工場敷地内に搬出するという業務工程において発生、拡散させた騒音によるものである、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が本社兼工場で鉄くず等を搬入、搬出する際に発生、拡散させた騒音と申請人が当該騒音により会議時間等の変更を余儀なくされる等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 14 札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和3年（ゲ）第17号事件）

### (1) 事件の概要

令和3年11月26日、北海道札幌市の住民2人から、近隣の住民2人を相手方（被申

請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた吐き気、嘔吐、食欲不振、筋肉痛、手足のしびれ、動悸、ふらつき、めまい及び不眠は、被申請人ら宅の室外機及びエコキュートから発生する振動及び低周波音によるものである、との裁定を求めたものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら宅の室外機等から発生する振動及び低周波音と申請人らに生じた吐き気等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年10月18日、本件各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和3年(ゲ)第17号 札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件各裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

### 第1 当事者の求める裁定

申請人らに生じた吐き気、嘔吐、食欲不振、筋肉痛、手足のしびれ、動悸、ふらつき、めまい及び不眠の症状は、被申請人らの自宅に備え付けられたa製室外機、エコキュートから発生する振動及び低周波音によるものである。

### 第2 事案の概要

1 本件は、申請人らが、申請人らの自宅(以下「申請人宅」という。)の近隣にある被申請人らの自宅(以下「被申請人宅」という。)に備え付けられたa製全館空調システム(以下「本件空調システム」という。)の室外機(以下「本件室外機」という。)及びエコキュートからほぼ毎日発生する振動及び低周波音により、申請人らは前記第1の健康被害に苦しんでいるなどと主張して、原因裁定の申請をする事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

## 15 大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第9号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年12月7日、東京都大田区の住民2人から、隣接する飲食店運営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営する飲食店から、定休日を除き

早朝から深夜まで、空調機、換気扇の稼働による騒音及び厨房等の片付け作業や客声による騒音並びに調理時に臭気を発生させていることから、申請人らは騒音及び臭気対策のため、エアコンや空気清浄機の設置等を行ったが十分な効果が得られず、申請人Aは体調を崩して入退院を繰り返すなどの健康被害を受けているなどとして、申請人らが被申請人に対し、損害賠償金合計355万736円の支払を求めたものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する飲食店からの騒音及び臭気と申請人Aに生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年7月5日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和3年(セ)第9号 大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

### 第1 当事者の求める裁定

#### 1 申請人ら

- (1) 被申請人は、申請人aに対し、93万円を支払え。
- (2) 被申請人は、申請人bに対し、262万0736円を支払え。

#### 2 被申請人

主文同旨

### 第2 事案の概要

本件は、申請人らが、申請人らの居住する自宅(以下「申請人ら宅」という。)の隣で飲食店(以下「本件店舗」という。)を営んでいる被申請人に対し、本件店舗から生じる騒音(空調用室外機及びその他の音)及び悪臭(調理臭)により、申請人らが騒音及び悪臭への対策を講じることを余儀なくされ、また、精神的苦痛を被ったなどとして、民法709条に基づき、申請人aにおいて合計93万円、申請人bにおいて合計262万0736円の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

## 16 神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第1号・令和5年(調)第9号・令和5年(調)第11号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年2月22日、神奈川県大磯町の住民1人から、マンション上階の住民を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅上階からの人が飛び跳ね着地した際に発生するような音や、床に物を落としたような音、何かで床を継続的に叩くような音、物を引き擦るような音、戸や引き出しを乱暴に閉めた時の音、金属が床を転げるような音及びそれに伴う振動により、申請人の生活の平穏が害され、睡眠障害、睡眠障害及び睡眠不足による体調の悪化が生じているとして、被申請人に対し、損害賠償金269万1298円の支払を求めたものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人宅上階からの音及びそれに伴う振動と申請人に生じた睡眠障害、睡眠障害、睡眠不足による体調の悪化等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年9月19日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和5年(調)第9号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会は調停案を提示し、同年9月22日、同法第34条1項の規定に基づき30日以上期間を定めて両当事者に対し受諾を勧告したところ、同年10月30日に被申請人から調停案を受諾しない旨の申出があり、同法第36条第2項の規定により、同日、調停は打ち切れものとみなされ、同年11月6日、両当事者に対し、調停の打ち切りを通知した。その後、裁定委員会は、同月20日、公害紛争の処理手続等に関する規則(昭和47年公害等調整委員会規則第3号)第52条第2項の規定により審問の再開を決定し、同日、同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和5年(調)第11号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年11月27日の第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

## 17 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和4年(ゲ)第3号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年4月18日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、神戸地方裁判所伊丹支部から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。原告の所有する建物について、基礎、内壁等に損害が生じたのは、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において宅地造成工事を実施したことによるものであるかについて、裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において実施した宅地造成工事と原告の所有する建物の基礎、

内壁等に生じた損害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

## 18 足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第4号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年4月26日、東京都足立区住民1人から、菓子製造、販売会社の持株会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害は、被申請人が設置したオフィスの機械等から振動及び低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したオフィスの機械等からの振動及び低周波音と申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 19 さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第2号・令和5年(調)第13号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年4月28日、埼玉県さいたま市の住民2人から、高齢者施設経営会社、建築会社、建設コンサルタント会社、個人1人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。高齢者施設経営会社が、申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル(高圧受電設備)等から発生している低周波音を含む騒音により、申請人Aに、頭重感、食欲減退、めまい、動悸、不眠症等の深刻な健康被害が生じ、また、申請人Bは、日々騒音を受け続けるという形で平穩生活権を侵害されているとして、申請人らは、被申請人らに対し、精神的損害の一部として、損害賠償金合計500万円を連帯して支払うことを求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、高齢者施設経営会社が申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル(高圧受電設備)等から発生している低周波音を含む騒音と、申請人らに生じた深刻な健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を

開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年12月22日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第13号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、2回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

## 20 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 （公調委令和4年（ゲ）第5号事件）

### (1) 事件の概要

令和4年5月18日、東京都港区の住民1人から、マンション上階の住民を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が被申請人宅から発生させた騒音、振動によるものである、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と、被申請人宅で発生する騒音、振動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

## 21 越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和4年（ゲ）第6号事件）

### (1) 事件の概要

令和4年5月25日、埼玉県越谷市の住民1人から、石油製品販売会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有している居宅、工房等に生じたクラック、隙間、傾き等の家屋被害は、当該居宅及び工房等の隣地に所在する被申請人運営のガソリンスタンドが建設されたことによって生じた地盤沈下が原因である、との裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人運営のガソリンスタンドが建設されたことによって生じた地盤沈下と当該居宅、工房等に生じた家屋被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めたが、本件申請について、上記建設に係る工事は被申請人が行ったものではなく、当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争いがあるとはいえないなどと判断し、令和5年7月25日、本件申請を不適法なものとして却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和4年(ゲ)第6号 越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

決 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を却下する。

事実及び理由

#### 1 本件原因裁定申請の概要

本件は、申請人が、申請人の所有する土地（以下「申請人土地」という。）の隣地において被申請人が経営するガソリンスタンドに関し、当該ガソリンスタンドの建設工事（盛土造成及び建屋建設工事。以下「本件工事」という。）により申請人土地に地盤沈下が生じ、申請人土地上にある申請人所有の各建物（以下「申請人建物」という。）が損傷したと主張して、被申請人を相手に、本件工事と当該損傷との因果関係について原因裁定の申請をした事案である。

(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

## 22 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第3号・令和5年(セ)第1号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年6月28日、東京都など7都府県の住民153人から、国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社を相手方（被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー7社を「被申請人メーカーら」という。）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら（東京都など7都府県の「自動車NOx・PM法対策地域」に居住している又はしていた住民153人で、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。）の認定を受けていないもの）が、公害健康被害補償法の定める指定疾病である気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、被申請人メーカーらが、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排出ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造、販売し、大気汚染を生じさせたことによるものであり、被申請人メーカーらは不法行為による賠償責任を負うとして、また、被申請人国は、自動車排出ガスに関する規制権限の不行使により、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項による賠償責任を負うとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計1億5300万円を連帯して支払うことを求めるものである。

なお、令和5年5月10日、東京都などの住民9人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり（公調委令和5年(セ)第1号事件）、裁定委員会は、同年6月21日、これを許可した。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、6回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

## 23 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第4号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年7月14日、兵庫県西宮市の住民12人から、国(代表者国土交通大臣)及び道路会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが、道路管理者の立場にありながら、国道及び高速道路の供用、竣工<sup>しゅん</sup>以来一日中車を走行させ、騒音、振動、低周波音及び大気汚染(NO<sub>2</sub>、SPM、PM2.5及び降下煤塵<sup>じん</sup>)を発生させたことにより、申請人らに、喉の痛みや不眠等の健康被害及び自宅の汚れ、ひび割れ等の財産被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計337万7818円を連帯して支払うことを求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 24 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第5号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年8月1日、千葉県柏市の住民1人から、犬のブリーダー業を営む隣人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで犬のブリーダー業を営み、複数の犬の吠え声による騒音を発生させていることにより、申請人が、精神的苦痛等の健康被害を被り、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されているとして、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金440万円等の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで複数の犬の吠え声による騒音を発生させたことにより、申請人が精神的苦痛等の健康被害を受け、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されたかについて、専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

## 25 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第7号・令和4年(ゲ)第8号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年9月29日、東京都江東区の住民1人から、申請人宅に隣接する印刷会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシが腐食したのは、被申請人が、申請人宅の隣に所在する印刷工場に設置した換気口から化学物質を含む空気を外部に排出、拡散させたことによるものであるとして、被申請人に対し、修繕費として損害賠償金126万8300円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシに腐食が生じたのは、被申請人が印刷工場から化学物質を排出、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が印刷工場から排出、拡散させた化学物質と申請人宅に設置されているサッシの腐食との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

## 26 松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第8号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年10月18日、千葉県松戸市の住民1人から、申請人宅に隣接する生コンクリート製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、申請人宅に隣接する生コンクリート工場で、パワーショベル、ブルドーザー等の重機と、生コンクリート運搬用のミキサー車の稼働によって騒音を発生させたことにより、申請人が日常生活の会話や電話、テレビの聞き取りに不自由を感じ、不快感、イライラ等を感じる、といった生活妨害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金588万7364円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が工場から発生させた騒音と申請人が受けている生活妨害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 27 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第10号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年11月4日、東京都足立区の住民2人から、アクセサリ製造等会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた抑うつ状態、睡眠障害、胃腸障害、体重低下等の健康被害は、被申請人の工場から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの騒音、低周波音、振動と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 28 神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第11号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年11月15日、神奈川県葉山町の住民1人から、隣人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた睡眠障害、圧迫感、頭痛、胸痛、耳の痛み、筋肉痛等の健康被害は、被申請人が被申請人宅に設定したヒートポンプ設備から発生する低周波音によるものである、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人宅に設定したヒートポンプ設備から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 29 神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第9号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年11月24日、兵庫県神戸市の住民2人から、社会福祉法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人ら宅西側で運営する認定こども園において、朝から閉園時まで、受忍限度をはるかに超える騒音（園庭で遊ぶ園児の叫び声（金切り声））を恒常的に発生させたことにより、申請人Aは資格取得のための勉強ができないだけでなく、自律神経失調症を発症し、不眠、動悸、倦怠感、頭痛等の症状により安定剤の服用を余儀なくされるなど、耐えがたい精神的苦痛を被り、また、申請人Bも、就寝時以外の大半をリビングで過ごすため、精神的苦痛を受けていることから、申請人らは、被申請人に対し、騒音緩和のために自費で設置した二重窓の工事費用及び慰謝料として、損害賠償金合計 310 万円の支払を求めるものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の運営する認定こども園からの騒音と申請人らが受けている精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 30 武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和4年（ゲ）第13号事件）

### (1) 事件の概要

令和4年12月23日、東京都武蔵野市の住民1人から、近隣の住民2人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた適応障害という健康被害は、被申請人ら宅に設置されている家庭用電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と被申請人ら宅に設置されている家庭用電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機からの騒音、低周波音、振動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 31 日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第1号事件）

### (1) 事件の概要

令和5年1月25日、東京都八王子市の住民2人から、申請人ら宅の隣で飲食店を営む個人や同店が入居するビルの共同所有者ら4人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。①申請人らが申請人ら宅から避難せざるを得な

なくなった被害、②申請人Aに生じた息苦しさ、頭痛、吐き気、胸痛、不眠等の健康被害、③申請人らの住環境の悪化等の被害、④申請人らの設置物等の汚染損傷と草木等の自然環境の破潰の被害は、被申請人らが必要な対策をせず換気扇等を使用し、発生した排気、悪臭を申請人ら宅に向けて放出したことによるものである、との裁定を求めたものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和6年3月26日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和5年(ゲ)第1号 日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件

決 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも却下する。

事実及び理由

### 第1 当事者の求める裁定

#### 1 申請人ら

申請人らが東京都日野市〇〇(以下「申請人宅敷地」という。)に所有する自宅における住環境の悪化、自宅建物及び敷地の損傷並びに申請人aの健康被害は、被申請人bらが申請人宅敷地の隣地に共同所有する建物に入居し、その設備を利用して被申請人cが営業する飲食店からの臭気や油分等を含む排気を原因とする悪臭、大気汚染及び当該排気の逆流循環によるものである。

#### 2 被申請人ら

申請人らの申請をいずれも却下又は棄却する。

### 第2 事案の概要

本件は、申請人らが、被申請人cが経営する飲食店からの排気により生ずる悪臭、大気汚染及び排気の吹きつけによる逆流循環によって、健康被害、住環境の悪化及び自宅の損傷が生じたと主張して、被申請人c及び飲食店のあるビルを共同所有する被申請人bらを相手方とし、上記被害の原因が飲食店からの排気によるものであるとの原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

### 32 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第2号事件)

#### (1) 事件の概要

令和5年4月12日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた精神的健康被害(睡眠恐怖症等)、睡眠不足による健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音によるものである、との裁定を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和5年5月23日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

### 33 荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第2号事件)

#### (1) 事件の概要

令和5年5月10日、東京都荒川区の住民1人から、建築会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人が所有する建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動により、同建物の広範囲にわたって飛散汚れが生じ、同建物の1階部分にある自宅玄関前のコンクリート部分にクラック、貸店舗の出入口のガラス戸等にひびが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金599万3951円等の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が申請人が所有する建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動と同建物に生じている飛散汚れ、クラック及びひびとの因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

### 34 品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第3号・令和5年(ゲ)第3号事件)

#### (1) 事件の概要

令和5年6月26日、東京都品川区の住民1人から、建築会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定は、被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことにより、申請人に頭痛、吐き気、めまい、動悸、抑う

つ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金 202 万 8450 円の支払を求めたものである。

原因裁定は、申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、動悸、抑うつ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害は、被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和 6 年 2 月 27 日、本件申請は、不適法な裁定の申請であり、責任裁定申請については公害紛争処理法第 42 条の 13 第 1 項の、原因裁定申請については同法第 42 条の 33 において準用する第 42 条の 13 第 1 項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和 5 年（セ）第 3 号、同（ゲ）第 3 号 品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

決 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請をいずれも却下する。

理 由

### 第 1 当事者が求めた裁定

#### 1 申請人

##### (1) 責任裁定（公調委令和 5 年（セ）第 3 号）

被申請人は、申請人に対し、202 万 8 4 5 0 円を支払え。

##### (2) 原因裁定（公調委令和 5 年（ゲ）第 3 号）

申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、動悸、抑うつ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害は、被申請人が申請人の自宅の隣地において行ったアパートの解体工事及び建設工事から発生させた振動と騒音を原因とするものである。

#### 2 被申請人

##### (1) 本案前の答弁

主文同旨

##### (2) 本案の答弁

本件裁定申請をいずれも棄却する。

### 第 2 事案の概要

#### 1 本件裁定申請の要旨

本件は、申請人が、申請人の自宅の隣地において被申請人が行ったアパートの解体工事及び建設工事から発生した振動と騒音により、申請人に頭痛、吐き気、めまい、動悸、抑うつ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害が生じたと主張して、被申請人に対し、損害賠償金 202 万 8 4 5 0 円の支払を求める責任裁定の申請をするとともに、上記各工事と上記健康被害との間の因果関係を認めることを求める原因裁定の申請をした事案である。

（以下省略）

（決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

### 35 中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第4号事件）

#### (1) 事件の概要

令和5年6月26日、東京都中野区の住民2人から、中野区及び解体工事会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅に生じた多数の壁、天井のひび割れ、風呂場の目地割れ、外壁の目地切れ、外壁のズレ、開口のクラック、駐車場のコンクリート割れ、玄関建具の開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊は、中野区が小学校新校舎整備に伴い発注し、解体工事会社が行った旧法務省矯正研修所等の解体工事で発生した振動によるものである、との裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が行った解体工事で発生した振動と申請人ら宅に生じた壁、天井のひび割れ、風呂場の目地割れ、外壁の目地切れ、外壁のズレ、開口のクラック、駐車場のコンクリート割れ、玄関建具の開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

### 36 流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第4号事件）

#### (1) 事件の概要

令和5年6月27日、千葉県流山市の住民1人から、流山市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が所管する申請人宅の西側にある道路の拡張工事の現場で重機等を稼働させたことにより、騒音、振動、粉じんを発生させている。申請人は、これらに長時間さらされたため、精神的苦痛により不安定狭心症を罹患し、また、長期間にわたる本工事のため、個人事業主として在宅で行う仕事が減り、収入が減少するなどの健康被害及び財産被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金4218万1702円の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めている。

### 37 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第5号事件)

#### (1) 事件の概要

令和5年7月5日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じためまい、吐き気、頭痛、手の震えの健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音(低周波音)によるものである、との裁定を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和5年8月29日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

### 38 川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第5号事件)

#### (1) 事件の概要

令和5年7月18日、埼玉県川口市の住民1人から、自身が経営する会社の事務所及び工場と自宅を兼ねた建物に隣接する金属鑄造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営する金属鑄造工場(以下「被申請人工場」という。)から発生する悪臭、振動、粉じん(金属粉)により、申請人は、多大な精神的、身体的被害及び生活上の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金330万円等の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人工場から発生する悪臭、振動、粉じんと申請人が訴える被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するなど、手続を進めている。

### 39 鎌ヶ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第6号事件)

#### (1) 事件の概要

令和5年7月18日、千葉県鎌ヶ谷市の住民2人から、医療法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの近隣で被申請人が運営している病院の屋上に設置されている空調設備から音(定義上、いわゆる低周波音には該当しないが、非常に低い音)を発生させたことにより、申請人らは、不眠、頭痛、神経性胃炎、イライラ感等に悩まされ続け、かつては内科、胃腸科の医院に通院するなど、多大な

精神的、身体的被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万円等の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 40 町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第7号事件)

#### (1) 事件の概要

令和5年7月18日、東京都町田市の住民2人から、隣接するレンタルスタジオ経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、レンタルスタジオを経営し、人の身体に悪影響を与える程度の低周波音及び振動を発生させるような教室等を開催する団体に上記レンタルスタジオを利用させたことにより、その低周波音及び振動が申請人ら宅内に伝わり、申請人らは多大な精神的、身体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万円等の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 41 八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第6号事件)

#### (1) 事件の概要

令和5年7月21日、東京都八王子市の住民2人から、近隣の住民2人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに日常的に生じている頭痛、不眠症等の健康被害は、被申請人らが自宅に設置しているエコキュート、ロスガード、蓄電池、床暖房の室外機、エアコン室外機、パワーコンディショナー及び太陽光パネル設備から発生している低周波音、高周波音等の騒音並びに振動によるものである、との裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら宅から発生させた騒音と申請人らが受けている健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

### 42 座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第7号事件)

#### (1) 事件の概要

令和5年7月27日、神奈川県座間市の住民2人から、製造会社（被申請人株式会社A）及び解体業者（被申請人株式会社B）を相手方として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの住居に生じた、建物基礎のクラック、駐車場の土間部分の隙間及び土間の上にあるブロックのひび割れ等の財産被害は、被申請人株式会社Aの手配した被申請人株式会社Bによる解体工事が原因である、との裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人株式会社Aの手配した被申請人株式会社Bによる解体工事と申請人らの住居に生じた財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

### 43 葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第8号事件）

#### (1) 事件の概要

令和5年8月1日、東京都葛飾区の住民1人から、隣接する医療法人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営する介護施設の運営に伴う騒音（従業員やクリーニング業者等の車両の走行音、従業員の話し声、従業員の業務等に伴って発生する騒音）により、申請人は著しい精神的苦痛等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 44 横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第9号事件）

#### (1) 事件の概要

令和5年8月1日、神奈川県横浜市の住民2人から、近隣のスーパーマーケット経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営しているスーパーマーケットの建物の屋外に設置し、稼働させている空調機並びに冷凍及び冷蔵庫の室外機から発生する低周波音により、申請人らが多大な精神的、肉体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万円等の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### 45 渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第10号事件)

##### (1) 事件の概要

令和5年8月4日、東京都渋谷区の住民1人から、近隣の飲食店経営会社2社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅の近隣で被申請人らが経営する飲食店のファン及びダクトの稼働音(騒音)により、申請人が多大な精神的、心理的苦痛を被り、また、自宅において仕事に集中できなくなり収入が減少したなどとして、被申請人らに対し、損害賠償金532万9296円を連帯して支払うことを求めるものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### 46 一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第8号事件)

##### (1) 事件の概要

令和5年8月29日、愛知県一宮市の住民2人から、隣接する工場を所有するプラスチック金型製造会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品が故障する等の被害が生じたのは、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん(鉄粉)によるものである、との裁定を求めるものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん(鉄粉)と申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品が故障する等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

#### 47 北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第11号事件)

##### (1) 事件の概要

令和5年10月27日、北海道北斗市の住民1人、東京都港区の住民1人及び千葉県市原市の住民1人(申請人らは家族である。)から、石油会社2社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅の近隣の事業所で、被申請人らが稼働させているディーゼル発動機から排出させている排出ガスの悪臭や有害物質により、申請人らは、鼻血、頭痛及び不眠に悩まされるなど生活の平穩を脅かされ、居宅にお

いて通常の生活を送ることができず、多大な健康被害及び精神的苦痛を被ったほか、転居等も必要になったとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計 3000 万円を連帯して支払うことを求めるものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 48 尾道市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 5 年 (ゲ) 第 9 号事件)

### (1) 事件の概要

令和 5 年 11 月 14 日、岡山県笠岡市の住民 1 人から、広島県尾道市に所在する特定非営利活動法人 (NPO 法人) 及び給食事業会社を相手方 (被申請人) として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた目、鼻、口、喉、呼吸器への炎症を伴う健康被害は、被申請人らが安全措置や予防措置を怠り、劇物の有害性についての説明、必要な設備や保護具を用意せずに、悪質な環境下で劇物を扱う作業を行わせたことによるものである、との裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でない認められることから、令和 6 年 1 月 12 日、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 2 項で準用する第 42 条の 12 第 2 項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

## 49 北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件

(公調委令和 5 年 (ゲ) 第 10 号・令和 6 年 (セ) 第 1 号事件)

### (1) 事件の概要

令和 5 年 11 月 27 日、茨城県北茨城市の住民 1 人 (申請人 A) から、鉄加工会社を相手方 (被申請人) として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人 A の所有する住宅及び自動車に生じた鉄粉の付着による被害並びにそれに伴う錆<sup>さび</sup>の被害は、被申請人が操業している工場から鉄粉を発生、拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、令和 6 年 1 月 4 日、同市の住民 1 人 (申請人 B) から、上記被申請人が操業する工場が鉄粉を含む粉じんを発生させたことにより、申請人 B の所有する自動車、駐車場、雨どい等に粉じんによる汚れが生じ、洗車や清掃等が必要になったとして、被申請人に対し、損害賠償金 70 万 3155 円の支払を求める、との責任裁定の申請があった (令和 6 年 (セ) 第 1 号事件)。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和6年2月9日、同原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人が操業している工場が発生、拡散させた鉄粉と申請人らの所有する住宅、自動車等に生じた鉄粉の付着による被害並びにそれに伴う錆の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

## 50 栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第11号事件)

### (1) 事件の概要

令和5年12月1日、栃木県上三川町の住民1人から、飲食店経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた睡眠障害等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店の屋外照明から発せられる光及び排気ダクトからの騒音によるものである、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 51 横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第12号事件)

### (1) 事件の概要

令和5年12月4日、東京都大田区の住民1人(飲食店経営者)から、神奈川県横浜市の飲食店経営者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。横浜市で飲食店を営む申請人に生じた吐き気、喉及び肺の痛み、咳の症状等の健康被害は、被申請人が営む飲食店から排出、拡散される悪臭及び排気に含まれる有害物質によるものである、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 52 仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第12号事件)

### (1) 事件の概要

令和5年12月11日、宮城県仙台市の住民1人から、独立行政法人地域医療機能推進機構を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が運営する病院にて発生させている、業務用ガス給湯器からの低周波音、敷地内建屋空調設備及び車やストレッチャー等に

よる騒音により、申請人は、気分がいらいらし、滅入るなど精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金10万円の支払を求めるものである。

**(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

**53 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件**

(公調委令和5年(ゲ)第13号事件)

**(1) 事件の概要**

令和5年12月27日、愛知県名古屋市の住民1人から、隣接するスーパーマーケット経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた低周波音の圧迫感等による不眠症、ストレス性胃炎、体重減少等の健康被害は、被申請人が経営する店舗の屋上にある室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

**(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

**54 伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件**

(公調委令和6年(ゲ)第1号事件)

**(1) 事件の概要**

令和6年1月9日、兵庫県伊丹市の住民1人から、卸売会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害は、被申請人会社が騒音を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

**(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、兵庫県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の会社が騒音を発生、拡散させたことと申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

**55 港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件**

(公調委令和6年(セ)第2号事件)

**(1) 事件の概要**

令和6年1月31日、東京都港区の住民1人から、マンション上階の住民1人を相

手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅の直上に所在する被申請人の住居から発生する騒音により、申請人が多大な精神的、肉体的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金 440 万円等の支払を求めるものである。

**(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

**56 鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件**

（公調委令和6年（ゲ）第2号事件）

**(1) 事件の概要**

令和6年2月13日、神奈川県鎌倉市の住民1人から、隣人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害は、被申請人宅に設置しているエアコン室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

**(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

**57 千葉市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件**

（公調委令和6年（ゲ）第3号事件）

**(1) 事件の概要**

令和6年2月19日、千葉県千葉市の住民1人から、隣接する飲食店経営会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、嘔吐、吐き気等の健康被害は、被申請人宅地内コンクリート汚水<sup>ます</sup>桝からの汚水の漏水（オーバーフロー）及び被申請人宅内排水設備から申請人宅内排水設備の配水管への残飯、油、汚物の逆流及び滞留により、悪臭を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

**(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でない<sup>と認められること</sup>から、令和6年3月19日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

## 58 国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第4号事件)

### (1) 事件の概要

令和6年2月27日、宮城県利府町の住民1人から、中華人民共和国を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた新型コロナウイルス感染拡大に基づく健康被害は、2016年頃から2019年11月頃にかけて、被申請人が、旧中国科学院武漢ウイルス研究所(通称)及び当該近郊地で新型コロナウイルス感染拡大を目的とした組織的かつ計画的な予備行為を為したことによるものであり、また、同時期に、被申請人が細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約第1条ないし第5条違反、生物の多様性に関する条約第3条違反並びに第19条第4項違反、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカタルヘナ議定書第25条違反に基づく本件国際法違反を黙認して新型コロナウイルスを拡散させた中華人民共和国における形骸化された法治主義によるものである、との裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和6年3月19日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

## 59 足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第3号事件)

### (1) 事件の概要

令和6年3月14日、東京都足立区の住民1人から、東京都を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の行う配管工事に伴う騒音や振動により、申請人は、眠れず、歯肉の腫れや痛み、口内炎、胃痛が生じ、また、咳が止まらず、咳喘息と診断された。さらに、左足の薬指の痺れや歯周病の通院治療、睡眠障害のため心療内科へ通院し睡眠薬を処方され服用することとなったとして、被申請人に対し、治療費、慰謝料等として損害賠償金64万4458円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 60 江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第4号事件)

### (1) 事件の概要

令和6年3月26日、東京都江東区の住民2人から、超高層マンション上階の住民を

相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅の真上に存在する被申請人宅から発生する騒音により、睡眠時間を削られ極度の睡眠不足となり、申請人Aは適応障害、申請人Bは抑うつ状態と診断され、精神的苦痛を受けたほか、騒音に耐えきれず引っ越しが必要となったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金314万円の支払を求めるものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 第3節 令和5年度に係属した義務履行勧告事件

---

令和5年度に公害等調整委員会が受け付けた義務履行勧告事件は、2件であり、これらに前年度から繰り越された1件を加えた計3件が5年度に係属した。このうち2件が5年度に終結し、残り1件が翌年度に繰り越された（表1-2-1）。

#### 1 木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（公調委令和5年（リ）第1号事件）

##### (1) 事件の概要

千葉県木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件は、被申請人らの店舗からのカラオケ騒音及び同店舗外での客の騒擾<sup>じょう</sup>等により、申請人Aは、同店舗近隣の賃貸用建物の家主としてこれらの行為の仲裁に追われ、まともな休日をとれず、不安抑うつ状態になり、生活に支障を来し、肉体的、精神的、金銭的苦痛を受けているとするとともに、申請人ら所有賃貸用建物も、退去者が出るなどの被害を受けており、空室期間の財産的損害及び精神的苦痛を受けているとして、被申請人らに対し、申請人Aに対し1500万円、Bに対し400万円、Cに対し200万円、Dに対し損害賠償金270万円を連帯して支払うことを求めた責任裁定申請事件（平成25年（セ）第18号事件）について、職権で調停に付し（平成27年（調）第3号事件）、平成27年5月29日、調停が成立した事件である。

令和5年2月14日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、手続を進めたが、令和5年9月12日、申出人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

#### 2 宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（公調委令和5年（リ）第2号事件）

##### (1) 事件の概要

宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件は、宮城県亶理町の住民1人が、亶理町を相手方（被申請人）として、被申請人が申請人宅近くに町道を開通させたことによる車両騒音により、申請人が偏頭痛を発症し通院を余儀なくされており、また、車両騒音対策として、二重サッシ工事を行ったが、完全に防音できず、一部の部屋が使用できずに寝室の変更や窓を開けられない状態が続いているとして、慰謝料、二重サッシの設置代等の損害賠償を求めた責任裁定申請事

件（令和3年（セ）第5号事件）について、職権で調停に付し（令和5年（調）第3号事件）、令和5年3月27日、調停が成立した事件である。

令和5年12月11日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、手続を進めた結果、令和6年3月5日、調停条項に定められた義務を怠っているということではできず、そのほかに、義務履行の勧告をすることが相当というべき事情も認められないとして、義務履行の勧告は行わないことを決定し、事件は終結した。

## 3 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（公調委令和5年（リ）第3号事件）

### (1) 事件の概要

東京都東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件は、まず、令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方（被申請人）として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請があった。

(1) 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。

(2) 騒音については以下のとおり。

(i) 露天風呂からの人の声等、(ii) 露天風呂のテレビや滝の音、(iii) 北側室外機の音、(iv) 入浴施設のBGMや店内放送、(v) 排水及び排気の音、(vi) 車のアイドリング音、(vii) 夜間工事の騒音

(3) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、令和3年9月27日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会が、同年10月18日に受け付け、令和5年1月19日、調停が成立した事件（令和3年（調）第3号事件）である。

令和5年12月13日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、手続を進めている。

## 第4節 令和5年度に実施したフォローアップ

---

令和5年度に公害等調整委員会において実施した事件終結後のフォローアップは以下の2件である。

### 1 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成5年(調)第4号・平成5年(調)第5号事件)

本件は、香川県土庄町豊島に不法投棄された産業廃棄物に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成12年6月6日に調停が成立した。

フォローアップを行って24年度目となる令和5年度は、申請人ら及び被申請人の香川県が設置する豊島廃棄物処理協議会並びに香川県が設置する豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に事務局職員がそれぞれオブザーバーとして出席し、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

### 2 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害職権調停事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成23年(ゲ)第1号・平成24年(調)第8号事件)

本件は、沖縄県宮古島市が実施した海中公園の建設工事に起因する水質汚濁被害の解決に係るもので、平成24年12月17日に調停が成立した。

フォローアップを行って12年度目となる令和5年度は、被申請人の宮古島市から、調停条項に基づく措置の実施状況につき報告を求めることにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。